

労働者派遣法に基づく情報公開について

『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律』第23条5項の規定に伴い、当社における労働者派遣事業に係る情報提供すべき事項を以下のとおりお知らせします。

対象期間：令和4年5月1日～令和5年4月30日

- ① 派遣労働者の数 3人（令和4年6月1日現在）
- ② 派遣先の数 2件（対象期間での件数）
- ③ 労働者派遣に関する料金の平均額 28,260円
（1日当たりの料金額（8時間労働として計算））
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額 20,045円
（1日当たりの賃金額（8時間労働として計算））
- ⑤ マージン率 29.1%
（マージンには社会保険料、雇用保険料、労働保険料、有給休暇自社負担、その他会社運営経費が含まれます。）
- ⑥ キャリアコンサルティングの相談窓口
人事担当 TEL 045-479-1902
- ⑦ 教育訓練に関する事項
 - ・新規採用者研修
 - ・各種技術研修
 - ・安全衛生研修
 - ・リーダー社員研修
- ⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
 - ・労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和5年3月31日）
協定労働者の範囲（派遣先で建築・土木技術者等及びワープロ・オペレーターの業務に従事する従業員）